

## 阿賀町地域見守りネットワーク事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、宅配や検針などで個人宅を訪問する事業者及び福祉事業を行う団体等（以下「事業者等」という。）と連携し、町民の緊急事態等に適切、かつ、迅速に対応する見守りの仕組み（以下「見守りネットワーク」という。）を構築することにより、町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を形成することを目的とする。

### (募集)

第2条 町は、本事業の趣旨に賛同する事業者等を募集する。ただし、次の各号に掲げる者は、対象としない。

- (1) 各種法令に違反している事業者等
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的または常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体）、または暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で、次に掲げる事業者等
  - ア 暴力団員が事業主、代表者又は役員となっている事業者等
  - イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者等
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している事業者等
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している事業者等
  - オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している事業者等
  - カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している事業者等
- (3) 債権の取立て、示談の引き受け等を業とする事業者等
- (4) 見守りネットワークを通じて、宗教行為、政治活動、公序良俗に反する活動を目的とする事業者等
- (5) その他町が適当でないと判断した事業者等

### (申請・協定)

第3条 見守りネットワークに参加しようとする事業者等は、町に協力申込書を提出する。

- 2 町は、審査を行ったうえで、申込事業者等と協定を締結し、協力事業者として登録する。
- 3 町は、協力事業者の一覧をホームページ等で紹介する。
- 4 協力事業者は、見守りネットワークの協力事業者であることを広告等に使用することができる。
- 5 協力事業者が町に協力解除届を提出したとき、又は町が協力事業者として適当でないと判断したときは、協定を解除する。

(活動内容)

第4条 協力事業者は、次の各号に掲げるような異変に気づいたときは、速やかに町に連絡する。

- (1) 郵便物、新聞、伝票等が、ポストに溜まったままの状態が続いている
- (2) 電気・水道等の検針において、例月と比べて著しく使用量が少ない
- (3) 同じ洗濯物が干されたままの状態が続いている
- (4) 玄関、窓、カーテン等が閉まったままの状態が続いている
- (5) 家にいることが明らかだが、応答がない
- (6) 家から異臭がする
- (7) いつも泣き声や怒鳴り声がする
- (8) 降雪期、数日にわたり玄関前の除雪がされてなく、足跡もない
- (9) 同じことを何度も言うなど、いつもと様子が違う
- (10) 不自然な服装で歩いている、様子のおかしい歩き方をしている人がいる

2 町は、前項の連絡を受けたときは、速やかに必要な対応を行う。

(個人情報保護)

第5条 協力事業者は、活動上知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日から施行する。